

規格・基準等の事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定第2条9.1に基づくものです。〕

電波法施行規則等の一部改正

下記のとおり電波法に基づく技術基準を改正する予定ですのでお知らせします。
ご意見のある場合は、下記要領で理由を付して文書によりご提出下さい。

記

- 1 件名
電波法施行規則等の一部改正

- 2 対象品名
タイヤ空気圧モニタリングシステム及びリモートキーレスエントリーシステムの無線設備

- 3 趣旨及び目的
433MHz 帯タイヤ空気圧モニタリングシステム及びリモートキーレスエントリーシステムについて、世界的には日本の技術要件よりも広い帯域が利用されており、また筐体についても日本以外では特段の要件を課していないことから、世界標準に合わせるため使用周波数帯域の拡大と筐体要件の削除をするもの。

- 4 施行予定日
令和8年6月

- 5 意見提出先
総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課
〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2
電話：03-5253-5895

- 6 意見提出期限
WTO事務局から配布された後60日間